



2024年11月7日
全国港湾24発第34号
港運同盟発24一第57号

外国船舶協会
会長 甲斐 督英 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内

全日本港湾運輸労働組合同盟
足立 賢次



港湾労働政策に関する申し入れ書

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるように港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン」を策定した中で、深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等の原価に見合う料金収受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されている。

港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定に混乱をきたす価格競争（ダンピング）の防止と政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」「取引適正化に向けた5つの取り組み」に基づき、多重構造化している港湾産業全体の職場環境整備や港湾労働者の待遇改善ができる適正な料金収受が行えるよう、関係官署と共に周知を行っていくこと。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

- (1) SOLAS 条約改定（2016年4月）による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、道路などインフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず、港湾作業や海上輸送を担う船舶の安全を担保するためにも、港湾運送事業者である第三者機関の証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政への働きかけを要請する。
- (2) 荷主による液体物のフレキシブルバック使用は、陸上輸送で多数の事故を引き起こしている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於ける船舶が重大事故に巻き込まれる恐れがある。したがって、荷主に対し液体貨物に特化したタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図った周知を行っていくこと。
- (3) 今年6月、大阪港に於いてコンテナ荷役作業中に二酸化炭素中毒で3名が救急搬送された。Reefer as Dry 扱いコンテナにドライアイスが積載され、オンデッキではなく、本船ホールド内に積付けされていたことや、ホールド換気ファンが稼働していない状況が要因にある。荷役作業関係者に内容貨物の具体的情報が伝達されない現状もあることから、荷役時の安全確保対策を徹底すること。

3. アライアンス再編に伴う港湾就労について

船会社の合従連衡によるアライアンス再編や航路再編に至っては、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを十分認識した上で、一方的な都合で再編を強行することが無いよう港湾産別の協定を遵守した対応を図り、日港協を介した事前協議制度を尊重し、港湾労働者の雇用や職域に影響する案件は慎重に対応していくこと。

以上